



歳にて相続、遺知三の一を賜はり、同十三年六歳にて早世。同十七年遺跡断絶の命ありと。薩國公年譜に云ふ。享保十七年七月四日、人持組岡嶋圓次郎、祖父五千石、父四千石、其身三の一之處、早世に付跡式食着に不被及、居屋敷可指上旨被仰出。とありて、此の時上屋敷・下屋敷共召上げられ、下屋敷地に居住の家人共悉く退散し、跡地は諸士の居邸に賜はりたりとぞ。或は云ふ。岡嶋氏元祖備中守一吉、二代備中一元は、一萬千七百五十石を賜はり、上屋敷は公事場の隣地にて、備中町の地邊は都て下邸なりしかど、一元の子共配分知を賜はり、下邸の地内にて各居邸を賜はり、自餘の地のみをば下邸となし、家人共居住せしかど、七代丹次郎一清早世にて宗家断絶し、上屋敷・下屋敷共に召上られ、上屋敷は公事場の圍内と成り、下屋敷は悉く諸士の邸地と成り、備中町の名を稱するのみといへり。

○備中橋

金澤橋梁記に、備中橋備中町。とあり。此の橋は備中町の往來なる小橋をいへりとぞ。但し今は此の橋名絶えたりけん。

○鍋屋地町・新地町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、備中上・地町・鍋屋地町・新地町。とあり。今此の町名絶えて詳かならず。新地町は今云ふ並木町也。

○津田玄蕃下邸跡

延寶の金澤圖に津田玄蕃下邸を次の如く記載せり。按ずるに、小松能順の聯玉集に、七月九日津田孟昭の下屋敷の蓮池に遊びて、

秋かけて夏の日永きはちす哉

右孟昭は三代目の玄蕃にて、此の玄蕃以來世々一萬石を領し、家士共此の下邸の地内に居住して、津田の家中と呼び來りしかど、明治四年戸籍編成の際、下邸の名稱を廢し、町名を建て玄蕃町とす。今は玄蕃町一番丁・同二番丁・同三巡りと呼びなしけり。

○富田越後守下邸跡

三州志來因概覽附録頭書に云ふ。今の津田玄蕃下第は、富田越後守下第の舊地なりとあり。按ずるに、富田越後守重政は一萬三千石を領したれば、其の家人多く、そのかみ此

